

経営者不正 第3回

本稿では、前回に引続いて、従業員レベルでの不正の種類、兆候と発見方法について解説します。

4. 棚卸資産等に関する不正

① 不正の内容

従業員の資産横領の対象は現金預金にとどまらず、会社の備品や棚卸資産等にも及ぶことがあります。棚卸資産は会社の重要資産であるため、会社が管理に十分手間をかけるのは当然ですが、意外に盲点になっているのは、貯蔵品、消耗品の類です。例えば、切手や収入印紙、商品券等は、購入時に費用処理されるとその時点で簿外資産となってしまうため、場合によってはいつ、誰が、どの程度使用したかわからなくなってしまいます。このような管理の空白を悪用し、大量の商品券を金券ショップに持ち込んで換金するような不正も起こりえます。

② 不正の兆候

在庫等の横領の場合は、単純にあるはずの在庫等がなくなるので、現物実査を行えばその兆候は明らかですが、資産として管理対象外となっており、ある程度数量がまとまれば相当の価値を持つ貯蔵品・消耗品等がある場合は要注意です。

③ 不正の発見方法

実地棚卸は、在庫に係る不正の発見にきわめて有用です。ただし、在庫不正を発見する唯一の方法が年度末の実地棚卸であるとしたら、不正行為者は発見の可能性を排除するため、通年にわたり隠蔽する手法を企む可能性があります。

5. 小切手に関する不正

① 不正の内容

小切手改ざんは、小切手の券面を改ざんしたり、不正に裏書したりする行為をいいます。ただし、実務上小切手の使用頻度は相当低下しており、現在ではこの不正をほとんど意識する必要がなくなっています。

② 不正の発見方法(銀行勘定調整表の作成)

銀行勘定調整表は、決算日から10日後くらいまでに作成する必要があります。銀行勘定調整表を作成するためには、小切手の発行控えと、銀行が発行した当座勘定照合表が必要です。両者により、銀行勘定調整表が作成され、決算日前後の期間を利用した不正の発見に利用されます。

③ 銀行勘定調整表のレビューポイント

- 可能性のある改ざんを発見するための調整表の分析
- 銀行勘定調整表と入出金記録の突合
- 銀行残高と預金元帳の比較
- 送金未達預金について、銀行勘定調整表のレビューにより、適切な期間で入金記録されているかを確認
- キャンセルされた小切手と、未払小切手のリストを比較
- 金額的に大きい小切手に関連する証拠書類のサンプル抽出とその検証

退職給付基準の改正に伴う改正財規等

2012年9月21日に、内閣府令61号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布されました。これは、退職給付会計基準の改正等を踏まえたものです。

2012年9月21日に、本年改正公表された企業会計基準26号「退職給付に関する会計基準」等の影響を受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布されました。

また、これに合わせて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について、および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」の改正も公表されています。

これらは、通称、財規・連結財規・中間連結財規・四半期連結財規と呼ばれているもので、主な内容は以下の通りです。

①退職給付に係る科目の表示規定の整備

- ・退職給付会計基準等にあわせ、退職給付債務と年金資産の差額が、連結貸借対照表上において、「退職給付に係る負債」・「退職給付に係る資産」という科目名になりました。
- ・ただし、個別財務諸表上においては、従来の「退職給付引当金」・「前払年金費用」として表示されます。
- ・また、改正退職給付会計基準により、連結財務諸表において、従来はオフバランスとされてきた未認識数理計算上の差異等について、発生時にただちに認識することとなりました。これを受けて、未認識数理計算上の差異の当期発生額と組替調整額の合計額を、連結包括利益計算書上の「その他の包括利益」の項目に、「退職給付に係る調整額」として表示します。そして、未認識数理計算上の差異等の残高は、連結貸借対照表上の「その他の包括利益累計額」の項目に、「退職給付に係る調整累計額」として表示することとされています。

②注記の規定の整備

- ・退職給付会計基準等において、確定給付制度に基づく退職給付に関する注記について、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表、及び年金資産の期首残高と期末残高の調整表等が求められる等、注記事項の拡大がなされています。
- ・これを踏まえ、連結財務諸表、または財務諸表において、次の項目の注記に係る規定が設けられました。

- 確定給付制度に基づく退職給付に関する注記
- 確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記
- 複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記

③適用日

- ・改正後の規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度の年度末に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用されます。
- ・なお、中間・四半期に関する改正については、平成26年4月1日以後に開始する年度からの適用とされています。ただし、平成25年4月1日以後に開始する年度からの早期適用も可能です。

監査・監督委員会設置会社制度の概要

会計・監査情報No.18で「会社法制の見直しに関する要綱案」を取り上げましたが、本稿ではその主な改正項目のうち、監査・監督委員会設置会社制度について解説いたします。

会社法上、企業統治システムは、選択可能な複数の機関設計から、企業が業種や業態、外部・内部環境をふまえて、自社に最適なものを選択することができます。

現在、会社法上選択できる企業統治システムとしては、「監査役(会)設置会社」と「委員会設置会社」がありますが、会社法制見直しに伴って、社外取締役を活用しやすい新たな機関設計として、「監査・監督委員会設置会社」制度が追加されました。

「監査・監督委員会設置会社」制度とは、「監査役(会)設置会社」において必須機関である監査役や、「委員会設置会社」において設置が求められる三委員会を置かずに、社外取締役が構成員の過半数を占める「監査・監督委員会」が、監査等を担うという新たな企業統治システムです。

以下に、その概要をまとめました。

1. 監査・監督委員会設置会社の機関設計

- ① 定款に基づいて、監査・監督委員会を設置する。
- ② 取締役、会計監査人を設置しなければならず、監査役を置いてはならない。

2. 監査・監督委員会設置会社の構成・機能等

- ① 3人以上の委員(いずれも取締役で、過半数は社外取締役)によって構成される。
- ② 監査・監督委員は、その会社又は子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人などを兼務できない。
- ③ 監査・監督委員会は、委員会設置会社の監査委員会が有する権限と同様の権限を有する。
- ④ 監査・監督委員会以外の取締役との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定を適用しない。

3. 監査・監督委員会の選任・権限等

- ① 監査・監督委員である取締役は、それ以外の取締役とは別に、株主総会決議によって選任し、その選任議案について、監査・監督委員会は、同意権限等を有する。
- ② 各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の選任・解任・辞任について意見を述べることができる。また、監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員以外の取締役の選任・解任・辞任について、監査・監督委員会の意見を述べるができる。
- ③ 監査・監督委員である取締役の任期は2年(その他の取締役は1年)。
- ④ 各監査・監督委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等とは別に、定款又は株主総会決議によって定める。
- ⑤ 各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。
- ⑥ 監査・監督委員は、原則、委員会設置会社の監査委員が有する権限と同様の権限を有する。

4. 取締役会の権限の委任

社外取締役が過半数の場合又は取締役決議に基づき委任できる旨を定款で定めた場合、取締役会の決議によって、一定の重要な業務執行の決定を取締役に委任可能である。

クラウドサービス

現在、企業でもその利用が活発となっているクラウドサービスについて、今回は、会計処理上の留意点について考察します。

V. クラウドサービスの会計処理

① サービスモデルにおける区分

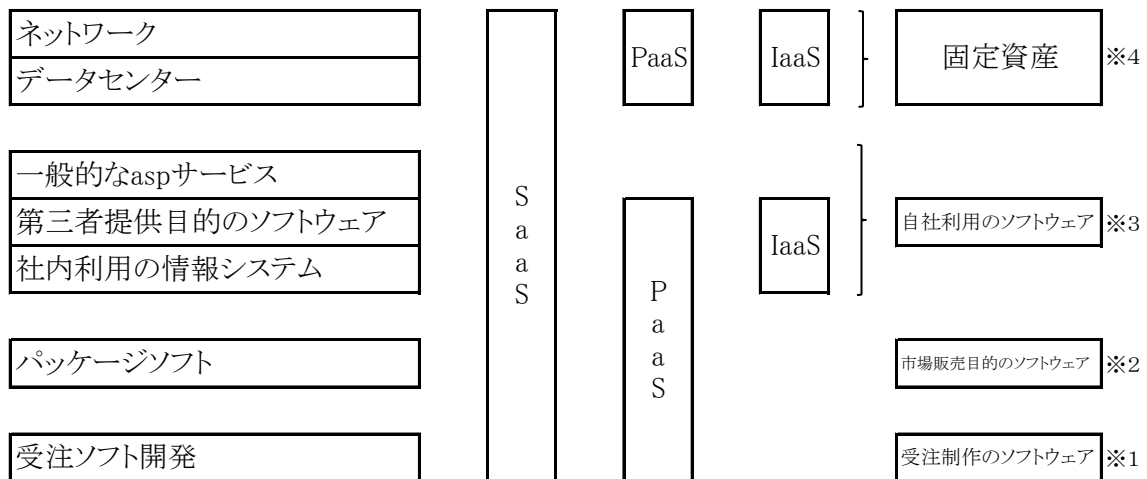
- i) IaaS (Infrastructure as a service)
- ii) PaaS (Platform as a service)
- iii) SaaS (Software as a service)

② 会計上の区分

- i) 販売目的ソフトウェア
 - a) 受注制作のソフトウェア
 - b) 市場販売目的のソフトウェア (パッケージソフト)

ii) 自社利用のソフトウェア

クラウドサービスの会計処理を考える場合、上記の組み合わせにおける留意点を考慮に入れる必要があります。この関係を図に示すと、



このようになると思われます。この中にそれぞれ固有の留意点が存在します。

- ※1 受注制作のソフトウェア…PaaS上にユーザー使用のアプリケーションを構築する場合のベンダー側の会計処理 このケースでは、プロジェクト別原価計算と工事契約に関する会計基準 (工事進行基準と工事完成基準)の会計処理が問題となります。
- ※2 市場販売目的のソフトウェア…クラウド上に構築したASP等を不特定多数のユーザーに販売するようなベンダー側の会計処理 このケースでは、制作費の会計処理と減価償却方法の会計処理が問題となります。
- ※3 自社利用のソフトウェア…主として自社やグループ企業の内部向けにクラウドを提供する場合のベンダー側の会計処理 このケースも制作費の会計処理と減価償却方法の会計処理が問題となります。
- ※4 固定資産…データセンター等でのハードウェアやサーバー、ネットワークの敷設等に係る有形固定資産の取得の会計処理および、リースの場合のリース会計基準の問題となります。